

第4期米沢市地域福祉計画(案)【概要版】

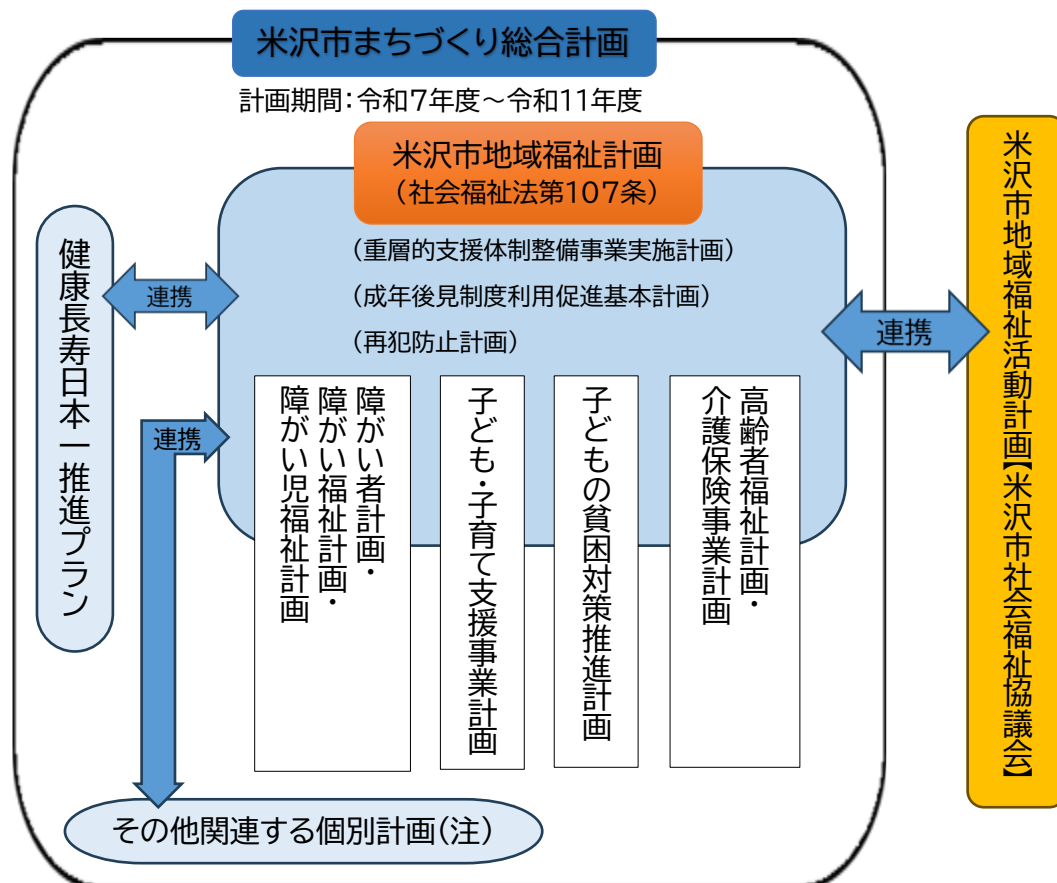
1 計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化、8050問題やダブルケア等、様々な複合・複雑化した課題が顕在化している中、地域と人々のつながりの希薄化が進み、社会的孤立や生きづらさを抱えている人が増加しています。これらの課題解決には行政の力だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いを推進するとともに、関係機関が連携し包括的に支援していく必要があります。第4期地域福祉計画を策定し、課題解決の実現に向けた取組を示し、誰もが住みやすい「地域共生社会の実現」を目指します。

2 計画の位置付け

米沢市まちづくり総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画に位置づけられます。また、社会福祉法 107 条において、市町村が定める地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むことと規定しています。よって、福祉分野の上位計画に位置付けし、地域福祉計画に掲げる基本理念を共有することで、福祉に関する各種個別計画と調和が図られた内容とします。

また、本計画は「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止計画」を内包して策定し、一体的に取り組みます。



(注)その他の分野の個別計画

- ・米沢市SDGs未来都市計画 ・米沢市地域公共交通計画
- ・米沢市農業振興計画 ・米沢市雪対策総合計画
- ・米沢市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
- ・米沢市スポーツ計画 ・米沢市交通安全計画
- ・米沢市空家等対策計画 ・米沢市地域防災計画
- ・米沢市避難行動要支援者の避難支援計画

3 米沢市の現状

(1)統計資料から見る現状

- 本市の人口は減少しており、第 4 期計画期間の5年間で 5,000 人減少し、令和 12 年には 72,000 人を割ると見込まれている。
- 総世帯に占める高齢者のいる世帯の割合が令和2年で 64.5%と増加している中、高齢者のみの世帯の割合も 18.3%と増加しており、地域社会とのつながりの希薄化や社会的孤立が起こり得やすい状況になっていると想定される。
- 全地区で人口減少が見られ、令和2年から令和 6 年までの 5 年間に於いて最も減少した地区では 14.4%減少している。

(2)アンケート及びヒアリング調査結果の分析

〈アンケート〉

- 隣近所の世帯状況の認識率が低下しており、地域住民同士の繋がり希薄化が見受けられる
- 孤独を感じることもあるかの問いで「たまにある」以上と回答した割合が、80 代では 4 割を超え他の年代よりも高くなっている。

〈ヒアリング調査(各地域共通)〉

- 定年延長等による地域役員のなり手不足が顕著になった。
- 高齢者の単身世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等により、人とのかかわりが減少している。
- 必要な個人情報の把握が困難になっている。
- 公共交通空白地域での生活環境の確保が困難となっている。

(3)第3期計画における取組の成果と課題

- 福祉意識や関心を高めるために情報発信などを行ったが、アンケート結果では福祉に「関心のある」市民の割合が減少しており、福祉に「とても関心のある」市民の割合は、平成 30 年度の基準値よりも4ポイント近く減少した。コロナ禍の影響等で地域や福祉に関わる機会が大きく減ったことが影響していると考えられるが、一度消えた関心を今後どのような形で高めていくか課題である。
- 地域課題の共有に向け各種会議の開催やネットワーク構築に努めたが、コロナ禍の影響で会議やイベントが中止になり、コロナ禍後に仕切り直しとなってしまっている。
- 福祉総合相談窓口を設置し、制度の狭間で課題を抱えている人の相談に対応できるよう体制を整備したが、「相談するところがない」と考えている人の割合が変わらず、そのうち4割が「相談しても解決できるようなものではない」、3割が「相談に適した窓口がない、わからない」と回答しており、福祉総合相談窓口の存在と相談内容に関わらず広く受け付けていることの周知が必要である。

(4)地域福祉における現状と課題のまとめ

- 少子化・高齢化社会における支え合い、人づくりの重要性
- 地域づくりの必要性
- 支援が必要な人を支える体制整備・基盤強化の必要性
- 誰もが分け隔てなく共に暮らせる生活環境の整備

4 計画の基本的な考え方

○誰もが住み慣れた地域で個性を活かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できるまち。

○様々な年代や国籍、出身、そして考え方が共存し、体の不自由な高齢者や障がいを持つ人々であっても、合理的配慮がなされ、同じく一人ひとりが尊重されて住みやすい共生社会の米沢。

これらの実現を目指し、下記の基本理念、基本施策ごとに取り組を進めます。

基本理念

誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち よねざわ

基本目標

基本理念の実現を目指し、本計画を効果的に推進させるため3つの基本目標を掲げ、市民、地域、事業所等の関係機関と行政が一体となり取り組んでいきます。

基本目標1 関心を持って地域に関わるひとづくり

- ・市民の福祉の心を育み、地域活動の活発化を図ります
- ・地域活動に参加しやすい環境づくりや、福祉の人材育成に努めます
- ・地域で様々な活動を行う担い手づくりを支援します

基本目標2 気づき合い支えつなげる地域づくり

- ・地域内で助け合えるように、参加・交流の場の充実を目指します
- ・地域の中での団体を結び付きを強化を図り、困っている人に支援の手が行き届く仕組みを作ります

基本目標3 安心して暮らせる生活環境づくり

- ・内容を問わず相談を受け入れる総合相談体制を強化し、総合相談の充実を図ります
- ・重層的支援体制の整備により、複雑化した課題を抱えた方の本質的な解決を目指します
- ・成年後見制度利用促進基本計画や、再犯防止推進計画の推進により、権利擁護の推進を目指します
- ・ノーマライゼーションの推進や、積雪、移動手段等の生活環境の不便や不安の軽減を目指し、安心して暮らせる環境整備を行います

重点施策 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業として、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。

◆重層的支援体制整備事業の各事業

- 包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)
- 参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)
- 地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
- 多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

5 施策体系

基本理念	誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち よねざわ
	基本施策
	取組方針
基本目標Ⅰ	(1)地域福祉への意識と理解の向上
	①福祉意識の醸成
	②福祉教育の充実
関心を持って地域に関わるひとづくり	(2)福祉人材の確保、育成
	①担い手の養成
	②ボランティア活動への参加促進
	③専門性の高い福祉人材の確保・育成
基本目標Ⅱ	(1)地域住民の交流促進
	①地域活動へのきっかけづくり
	②交流の場の構築
気づき合い支えつながる地域づくり	(2)地域をつなぐ仕組みづくり
	①住民相互の見守り (新規)
	②地域課題の共有、解決のためのネットワークの構築
基本目標Ⅲ	(1)情報提供・相談機能の充実
	①情報提供の充実 (新規)
	②相談体制の周知・充実
	(2)重層的支援体制整備
	①重層的支援体制整備事業計画 (新規)
	(3)権利擁護の推進
	①虐待・DV防止対策の推進
	②成年後見制度利用促進基本計画 (新規)
	③再犯防止推進計画 (新規)
安心して暮らせる生活環境づくり	(4)安心して暮らせる環境整備
	①ノーマライゼーションの推進
	②移動手段の確保
	③雪に関する不安の解消
	④健康を守る環境づくりの推進
	⑤避難行動要支援者の支援体制

なお、計画期間中において、事業の達成状況や評価を整理するとともに、社会情勢等を踏まえて必要に応じて取組の変更や見直しを行うものとします。